

知財敗戦・伊藤レポート以後の コーポレート・ガバナンス

フリーランス・国際関係学修士（静岡県立大学） 鈴木弘隆

すずき・ひろたか 近年の国際経営・ビジネス分野では、人的資本の観点から上場企業における内部留保の役割を利潤最大化から効用最大化に拡張する研究、企業研究では、内部留保のない中小企業における経営革新が課題となる。研究成果：日本経営管理協会（JIMA）第35回黒澤賞奨励作受賞「人的資本の評価と開示ー営利目的上場企業における包括利益の役割について」『経営管理』No.630 2024年秋号）。

本稿の目的は、人権尊重経営時代の日本のコーポレート・ガバナンス（企業統治）の課題を明らかにすることであった。なぜなら、内外の経済情勢や社会情勢の変化に伴い、企業に求められるガバナンスのあり方が変化していたからであった。方法論としては、知財敗戦・伊藤レポート以後の現代コーポレート・ガバナンスのレビューを行った。具体的には、世界経済と国際ビジネスにおける内外の経済情勢や社会情勢の変化から、知財敗戦・伊藤レポート以後の人権尊重経営時代では、企業責任と知財経営を活用したオープン・イノベーションが求められることを確認した。

人権尊重経営時代とは、サプライチェーンでの構造的な人権構造の克服なくして、持続可能な社会は達成できないという危機感から「ビジネスと人権」における企業責任を捉える経営を実践していく時代であった。

本稿では、内外の経済情勢や社会情勢の変化に関して、企業に求められるガバナンスのあり方（目的）として、戦後の知財敗戦を受けて構造的な持続的低成長を脱するために、日本の上場企業はインベストメント・チェーンの活性化により、「攻めの経営」として資本効率性の向上や新しい事業開拓を目指す戦略の必要性が生じていたことを確認した。

1. はじめに：

人権尊重経営時代とは何か

本稿の目的は、人権尊重経営時代の日本のコーポレート・ガバナンス（企業統治）の課題を明らかにすることである。なぜなら、内外の経済情勢や社会情勢の変化に伴い、企業に求められるガバナンスのあり方が変化しているからであった。方法論としては、知財敗戦・伊藤レポート以後の現代コーポレート・ガバナンスのレビューを行った。具体的には、世界経済と国

際ビジネスにおける内外の経済情勢や社会情勢の変化から、知財敗戦・伊藤レポート以後の人権尊重経営時代では、企業責任と知財経営を活用したオープン・イノベーションが求められていたことを確認した。

人権尊重経営時代とは、サプライチェーンでの構造的な人権構造の克服なくして、持続可能な社会は達成できないという危機感から「ビジネスと人権」における企業責任を捉える経営を実践していく時代であった。

「ビジネスと人権」は、国連ビジネスと人権に関する指導原則の起草過程を通じて登場して

きた用語で、現在では、原材料調達から廃棄・リサイクル・再資源化までの取引先を含めた企業の事業活動とステークホルダー（労働者、消費者、地域住民）の関係におけるさまざまな人権課題を1つの問題群として包括的に捉える視点を指していた（菅原 2024, p. 3.）。

この「ビジネスと人権」という視点から、指導原則は国家の義務と企業の責任を明らかにしていた。特に、本稿と関わる「企業の責任」に関してのポイントは、1, サプライチェーンは国境を越えて広がっているため、企業に社会的責任として遵守が求められるのは国際的に認められた人権（世界人権宣言、自由権規約、社会権規約、中核的労働基準を成すILO条約（International Labour Organization 条約）等）であり、状況に応じて当事者グループの人権（ジャニーズ問題であれば子供の権利条約等）に関する追加的な基準を考える必要があること、2, 自社と関わる労働者・消費者・地域住民の人権尊重はもちろん、自社とビジネスを行う行為体による人権侵害であっても責任の対象となること、3, 企業の人権尊重を果たすためには人権方針、人権デューデリジェンス、是正・救済の実施が不可欠であることであった。尚、人権デューデリジェンスとは、企業活動の中での人権への負の影響を評価し、予防・軽減・是正するためのプロセスをいい、人権影響評価の実施、影響評価の企業体制・決定への統合、取り組みの追跡評価、情報開示を指していた（菅原 2024, pp. 3-4.）。

さて、なぜ企業は、自らの事業活動を越えて、取引先での人権尊重を確保するところまで、責任が求められていたのだろうか。国連における「ビジネスと人権」議論は、脱植民地化を経た1970年代から継続されてきたが、そ

の焦点は徐々に重層化してきた。当初は多国籍企業の現地子会社等による途上国での人権侵害や環境破壊について、その親会社に対して、法的責任を越えて、責任をいかに問うかであったが、90年代の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）の広がりには、資本関係のない他社である取引先での人権侵害に対する責任を加えた（菅原 2024, p. 4.）。

さらに、現在までには国連持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を踏まえた議論が追加されていた。例えば、目標8「働きがいも経済成長も」のターゲットの1つに現代奴隷の根絶があるが、ILO等の最新の統計¹⁾では世界人口の150人に1人が現代奴隷の状態にあると示されていた。すなわち、自社で働く労働者において現代奴隷がないことはもちろん、取引関係を通じて現代奴隷がない状態を確保していくことが、目標8の達成を通じた持続可能な社会に不可欠なのであった。このサプライチェーンでの構造的な人権構造の克服なくして、持続可能な社会は達成できないという危機感から「ビジネスと人権」における企業責任は捉えられている（規範化されている）のであった（菅原 2024, p. 4.）。

これに対する国際社会の対処法は、2008年に、ハーヴァード大学教授ジョン・ラギーの提唱する保護、尊重及び救済の枠組み、であり、その一般原則は、社会的弱者を尊重、保護、救済することを目的とし、方法論として、非財務情報も開示し、女性と子供の人権も含む社会包摂的な世界を目指すSDGs（Sustainable Development Goals）と人権擁護としての人権デューデリジェンスである環境、社会、統治を考慮した投資であるESG（Environment, Social and Governance）投資を用いていた。

投資家は、人権デューデリジェンスのもとで、人権を尊重した（指導原則を考慮した）投資を行う責任投資原則（PRI：Principles of Responsible Investment）に基づき、持続可能な開発目標（SDGs）を実践する企業へ投資し、投資先からリターンを得ていた（日本弁護士連合会国際人権問題委員会 2022, pp. 16-135.）。

まとめると、1.はじめにでは、人権尊重経営時代とは、サプライチェーンでの構造的な人権構造の克服なくして、持続可能な社会は達成できないという危機感から「ビジネスと人権」における企業責任を捉える経営を実践していく時代であった点を確認してきた。続く2節では、コーポレート・ガバナンスのあり方に影響を及ぼしうる内外の経済情勢や社会情勢の変化を概観する。具体的には、「平成の30年間」の知財敗戦を受けて日本の構造的な持続的低成長を脱するために、企業に求められるガバナンスのあり方（目的）として、インベストメント・チェーンの活性化により「攻めの経営」として、資本効率性の向上や新しい事業開拓を目指す戦略の必要性が生じていることを確認する。以下では、まずは、「平成の30年間」の知財敗戦とは何だったのかを歴史の視点から概観する。

2. 歴史に見る知財敗戦・伊藤レポート以後のコーポレート・ガバナンス（企業統治）のあり方

知財敗戦・伊藤レポート以後のコーポレート・ガバナンスを論じる上で、内外の経済情勢や社会情勢の変化を考慮することは必須であった。なぜなら、内外の経済情勢や社会情勢の

変化により、2,3項で概略するように、コーポレート・ガバナンスのあり方が変わるからであった。「平成の30年間」の知財敗戦・伊藤レポート以後の国際ビジネス環境の変化は以下のようにまとめられる。

まず、社会情勢の変化として指摘できることは、1節で概観したように、サプライチェーンでの構造的な人権構造の克服なくして、持続可能な社会は達成できないという危機感から「ビジネスと人権」における企業責任は捉えられている（規範化されている）のであった（菅原 2024, p. 4.）。

また、内の経済情勢の変化としては、2.1項で、日本の企業を取り巻く環境は戦後の知財戦略から知財敗戦へと変化したことが挙げられた。一方、外の経済情勢の変化として、2.3項で、これまでのコスト削減による「持続的低収益」構造から伊藤レポートのイノベーションに向けた投資へと変化したことが挙げられた。

これらを受け、2.4項で、知財敗戦・伊藤レポート以後の「攻めの経営」として、知財経営を活用したオープン・イノベーションによる資本効率性の向上や新しい事業開拓を目指す戦略が求められることが確認された。以下で、このことを概観する。

2.1 戦後日本企業が辿った軌跡は、戦後の特許で勝利した30年、「平成の30年間」の知財敗北で転落した30年であり、2024年は、日本は知財戦略で世界に負けていた。

「平成の30年間」は知財戦略の不備によって日本企業が敗れ去った「敗北の30年間」だった。日本は太平洋戦争での敗戦後、1950年代後半から1990年代くらいまでの約30年間を、知財戦略を含めた幸運によって欧米に勝利する

ことはできた。しかし、続く1990年代半ばから2024年現在までの約30年間、日本は知財戦略で欧米、韓国、台湾、中国などに遅れを取り、大きく敗北した（林・渋谷 2024, pp. 49-51.）。

具体的には、1990年代半ばから2000年代初め、日本企業に敗れ去った欧米企業が製造業（ものづくり）から撤退し、ソフトウェアや知財そのものを武器とする技術産業に転換した（林・渋谷 2024, p. 41.）。

欧米企業は1990年代以降、アジア企業と市場で戦うことを避け、知財を使った共存共栄の仕組み「エコシステム」を築く戦略に転換した。アジア企業をライバルとみなすのではなく、共存共栄のための提携先とすることで、自らの生き残りと利益につなげていった。そのために編み出したのが、「攻めのオープンな知財戦略」であった（林・渋谷 2024, p. 46.）。

一方、1990年代から2000年代の日本メーカー、特に、電機大手はものづくりで欧米企業に勝利した成功体験を忘れられず、成長してきた韓国、台湾、中国のメーカーを直接のライバルとみなし、真っ向勝負するという判断をした。そして、日本メーカーは、コスト削減や事業規模をめぐってアジア企業と競い始めた（林・渋谷 2024, p. 46.）。

「崩れた勝利の方程式」とは、日本メーカーのクロスライセンス戦略（企業が保有する特許やノウハウなどに知財の使用を、契約を結ぶことによって、互いに認め合う（林・渋谷 2024, p. 36.）がアジア通貨安で敗北し、対抗策として、コスト削減をするも人材流出が加速する結果となった（林・渋谷 2024, pp. 41-45.）。

経営者が認識すべきは、「知的財産を、特許とか知財権といった狭い意味で捉えるのではな

く、ビジネス上の価値ある財産全てと広く捉えることであった。また、特許などの知財権を必要に応じて獲得する『守りの知財戦略』も大切だが、それ以上に「すべての知財・無形資産を活用してビジネスを成功させる『攻めの知財戦略』を意識し、推進することが最も重要」であった。この教訓は、特許で勝利した30年、知財敗北で転落した30年を経て、2024年現在、日本は知財戦略で世界に負けている（林・渋谷 2024, pp. 49-51.）ことから導き出された。

まとめると、戦後日本企業が辿った軌跡は、戦後の特許で勝利した30年、「平成の30年間」の知財敗北で転落した30年であり、2024年現在は、日本は知財戦略で世界に負けていた（林・渋谷 2024, p. 49.）。以下に続く残りの2節では、これを受けてコーポレート・ガバナンスのあり方に影響を及ぼしうる時代の要請としての内外の経済情勢や社会情勢の変化を概観した。

2.2 我が国の会社法においては、このコーポレート・ガバナンスを向上させるため、すなわち、コンプライアンスを会社の業績及び経営の評価を向上させるため、様々な改正が行われてきた。

時代の要請としての内外の経済情勢や社会情勢の変化を見る際に外せないのが、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の変化であった。その変化の筆頭としてのスチュワードシップ・コードとコーポレート・ガバナンスコードにより、上場会社と株主の関係は大きく変化した。上場会社は、株主の期待する収益を上げるために、事業ポートフォリオの抜本的見直しを行うだけでなく、企業価値の向上に上場が必要かどうか検討を迫られていた。

コーポレート・ガバナンスコードとは、会社が株主をはじめ顧客、従業員、地域社会等の立場を踏まえた上で、透明、公正かつ迅速、果敢な意思決定を行うための仕組みを意味すると定められていた。我が国の会社法においては、このコーポレート・ガバナンスを向上させるため、すなわち、コンプライアンスを会社の業績及び経営の評価を向上させるため、様々な改正が行われていきた（須藤監修，田中編 2018，pp. 2-3.）。

スチュワードシップ・コードでは、企業の外部の機関投資家に対して受託者責任の一環として、投資先の企業と建設的なエンゲージメントを行うことにより、当該企業の経営の基本方針や業務執行に関する意思決定を行う取締役会が経営陣による執行を適切に監督することが期待されていた（須藤監修，田中編 2018，pp. 36-37.）。

2021年6月にコーポレート・ガバナンス・コードの改訂が行われたこと等も踏まえ、経済産業省は2021年11月よりコーポレート・ガバナンス・システム研究会の第3期を開催し、2022年6月まで全6回にわたり、コーポレート・ガバナンス・システムに関する検討を行ってきた。経済産業省は、上記研究会の議論を踏まえ、2022年7月19日、「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGSガイドライン：Corporate Governance Systemガイドライン）を改訂し、公表した（保坂・山口・栗原 2022，p. 9.）。

CGSガイドラインでは、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に資する主要な原則を企業が実践するに当たって考えるべき内容を、CGコード（Corporate Governanceコード）と整合性を保ちつつ示すことでこれを補完する

とともに、「稼ぐ力」を強化するために有意義と考えられる具体的な行動を取りまとめていた（保坂・山口・栗原 2022，p. 9.）。

CGSガイドラインにおける経営陣のリーダーシップ強化のあり方の1つとしての、経営戦略等の策定・実行における工夫として、企業が企業価値の向上に向けた取り組みを実施するにあたっては、経営戦略・経営計画が重要な役割を果たした。CGSガイドラインは、「上場企業の企業価値は資本市場において評価されるといふ基本に意識を向け、資本効率性の向上や新しい事業開拓を目指す戦略が必要になる」とした上で、内部留保、無形資産、事業ポートフォリオ等にかかる欠けがちな視点・観点について検討することが重要であると提言していた（保坂・山口・栗原 2022，p. 16.）。

これら、関連法を受け、現代のコーポレート・ガバナンスにおいて会社法上求められる内部監査の役割（実務）は、取締役の職務の執行の監査（に対する監査意見の形成）であった（須藤監修，田中編 2018，p. 98.）。以下、会社法の制定による影響を概観した。

取締役会の役割・責務

（須藤監修，田中編 2018，p. 46-47.）

- (1) 戦略的な方向づけ
- (2) 適切なリスクテイク環境整備
- (3) 経営陣・取締役に対する実効性の高い監督

会社法が制定される以前は、ガバナンスの1つの要である監査役は日本経済の全体の流れなどはおよそ考える必要はなかった。しかしながら、令和の現在は、状況が一変している。社外取締役、社外監査役は、自らが日本経済の大きな流れの中で、重要な役割を担っていることを

認識して自覚を持っていないと、その役割を十分に果たすことはできなかった（須藤監修，田中編 2018, p. 59.）。

総括すると、我が国の会社法においては、コーポレート・ガバナンスを向上させるため、すなわち、コンプライアンスを会社の業績及び経営の評価を向上させるため、様々な改正が行われてきた（須藤監修，田中編 2018, pp. 2-3.）。

2.3 外の経済情勢の変化は、コスト削減による「持続的低収益」構造から、中長期的な視点による資金の循環を生み出してインベストメント・チェーンの活性化の流れを形成する方向へ推進された。

このように、コーポレート・ガバナンスにおいては、さまざまな改正が行われてきたが、「平成の30年間」が知財戦略の不備によって日本企業が敗れ去った「敗北の30年間」と評される理由は、日本企業の構造的な「持続的低収益」にあった。この、日本企業の構造的な「持続的低収益」から脱却するにはどうしたら良いかを提言しているのが、「伊藤レポート」（経済産業省 2014）であった。

「伊藤レポート」（経済産業省 2014）では、インベストメント・チェーンの活性化なくして日本経済が、これまでの「持続的低収益」から脱却できないことは理解できた。その内容は、具体的には、以下のようにまとめられる。上場会社の経営は、顧客市場と資本市場という2つの主たる市場に直面しているが、日本企業の製品・サービスの品質の高さは世界的にも高い評価を得ていた。しかし、資本市場に眼を転じると、鶏が先か卵が先かは別として、企業の持続的な成長をもたらす長期的な視野に立った革新

的な経営判断を促すような資金の流れが形成されていないため、日本企業の競争力の源泉ともいえるイノベーションに向けた投資が行われていない状況に至っていた（須藤監修，田中編 2018, p. 60.）。

こうした問題意識から、インベストメント・チェーンの構成要素に対し、コーポレート・ガバナンスコードや、日本版ステュワードシップ・コードなどによって働きかけ、中長期的な視点による資金の循環を生み出してインベストメント・チェーンの活性化をもたらし、そうした循環の中で、個々の企業の企業価値の向上を促し、長期的な視点で見ればそうした企業価値の向上が配当や株価という形で株主に還元され、その結果として、高い投資リターンが産み出され、機関投資家への投資リターンが増大し、よって、機関投資家への資金の出し手である国民の懐が厚くなり、豊かな経済社会が形成されるとの構想が描かれるに至った（須藤監修，田中編 2018, pp. 60-61.）。

コーポレート・ガバナンスコードへの理解としては、法的にはCGコードの諸原則を取締役会がその決議をもって、実施（コンプライ）したことに基づいて、経営理念や経営戦略は取締役会・取締役会が従うべき自治規範、行為規範としての位置付けを獲得するに至ったわけだが、CGコードにおける開示については、金融取引法上の開示や会社法上の開示とはやや異なった面があった（須藤監修，田中編 2018, p. 68.）。

会社法は、比較的小規模な会社を対象としているので、コスト・ベネフィットの観点から、開示の範囲を限定し、追加的な開示は金融商品取引法に委ねていると考えるのが一般的であった。金融商品取引法による開示は、もっぱら投

資者保護，すなわち，投資意思決定にとって重要な情報を提供することが目的なので，こうした目的に見合った情報の開示（財務情報に加え，非財務情報も）が求められていた（須藤監修，田中編 2018, p. 68.）。財務情報に加え，非財務情報も含む開示情報を基準にして，取締役会のみならず，株主，投資主，その他の市場関係者に，経営陣による経営の透明性を高め，その依って立つ考えを明確ならしめることによって，そうした考え通りに経営が行われているかを誰の眼から見ても分かる様にしていた。そうした考え方こそが，ガバナンスを強化することによって経営の効率化を達成させようとしている CG コードの考え方であった（須藤監修，田中編 2018, p. 68.）。

会社法上求められている監査役役割は，会社法 2 条 16 号により，社外監査役定義から，過去において会社の業務の執行を行うものなどではないことが定められていた。加えて，社外監査役に限らず，監査役に共通の資格要件として，現在において会社の業務の執行などを行うものではないことなどが定められていた（同法 335 条 2 項）。したがって，監査役職務に，「業務の執行」は入らないし，取締役会で議決権を有していないため，「業務の執行の決定」もその職務ではなかった（須藤監修，田中編 2018, p. 97.）。

監査役職務は取締役職務の執行を監査し，監査報告を作成することであった（同法 381 条 1 項）。そして，監査の対象となる「取締役職務の執行の内容」に応じて，会計監査と，それ以外（業務監査）の 2 つに分けて説明されることが多く，前者は，会計監査人の監査の方法，または結果が相当でないかどうかの監査（会社計算規則 127 条 1 号），後者は，取

締役職務の執行に関し，不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があったかどうかの監査と，いわゆる内部統制システム（リスク管理体制）が相当であるかどうかの監査（会社法施行規則 129 条 1 項 3 号，5 号）が，その主たる内容になっていた（須藤監修，田中編 2018, p. 97.）。

内部監査の実務としては，一般的には，社内出身の常勤監査役が，その業務経験や知識，社内で構築した人脈などを用い，取締役職務の執行状況や会計監査人の監査の状況を常時監査し，その監査結果が監査役会で他の監査役に共有されることになった（須藤監修，田中編 2018, p. 98.）。

補足として，一般的には，社外取締役は，その経営者や専門家としての経験や知識に期待され，個別の業務の執行の決定の局面だけでなく，中長期的な経営計画や企業買収等，企業価値の増加に向けた「攻め」の事項に対して，大所高所に立った意見が期待される例が多かった（須藤監修，田中編 2018, p. 99.）。

他方，社外監査役については，社内出身者の監査役と共に，取締役職務の執行状況を事後的に監査することとなった。こうした職務の性格から，個別の事業分野のリスク管理状況や内部統制に具体的な支障が生じた個別事項の改善状況を確認することなどを通じて，会社のリスク管理体制の十分性を確認すること，それに不足がある場合には指摘することが期待される場合が多かった（須藤監修，田中編 2018, p. 100.）。

まとめると，日本経済は，伊藤レポート（インベストメント・チェーン）による持続的低収益からの脱却（須藤監修，田中編 2018, pp. 60-61.）が求められていた。

2.4. 攻めの経営としての、知財経営を活用したオープン・イノベーションによる資本効率性の向上の必要性が確認された。

「伊藤レポート」では、インベストメント・チェーンの活性化なくして日本経済が、これまでの「持続的低収益」から脱却できないことは理解できた。しかし、企業の持続的な成長をもたらす長期的な視野に立った革新的な経営判断を促すような資金の流れが形成されていないため、日本企業の競争力の源泉ともいえるイノベーションに向けた投資が行われていない状況に至っていた（須藤監修，田中編 2018, p. 60.）。

では、日本企業の競争力の源泉ともいえるイノベーションに向けた投資を実践する「攻めの経営」とは何か。「攻めの経営」とは、個別の業務の執行の決定の局面だけでなく、中長期的な経営計画や企業買収等，企業価値の増加等を，助言，客観性，専門性，を活用して，達成する外向きの経営である。尚，知財経営では，民法上，所有権の対象は有体物とされているが，現代社会においては広い意味での情報が極めて重要な意味を有している。情報をどこまで有体物と同等に扱うことが可能か，権利の所在を明らかにする方法が，どこまで法的に有効なものとして認められるか，が論点となった。

日本の上場企業に求められるコーポレート・ガバナンスのあり方（目的）とは，日本経済の構造的な持続的低成長を脱するためのインベストメント・チェーンの活性化により，「攻めの経営」としての中長期的視点に立った持続的な企業価値の向上であった。持続的な企業価値の向上には，知財経営を活用したオープン・イノベーションを生かせるパブリック・カンパニーのバリューマップ（星野・矢澤・松林・三村

2021, p. 223.）により，資本効率性の向上や新しい事業開拓を目指す戦略の実践が有用であった。

尚，パブリック・カンパニーとは，国際社会では持続可能な企業経営が基本責務であるとともに，持続的成長・中長期的な企業価値の向上が，経営上の本質的な重要課題であるということであった。ここで，パブリック・カンパニーとは，主に上場企業を想定しているが，上場企業だけでなく，企業を社会的公共器として認識し，その本質的使命を「企業を永続させること（ゴーイング・コンサーン）」にあると捉えている企業の総称を，パブリック・カンパニーとしていた（星野・矢澤・松林・三村 2021, p. 206.）。

本論を総括すると，オープン・イノベーションによる資本効率性の向上や新しい事業開拓を目指す戦略の必要性（攻めの経営）（須藤監修，田中編 2018, p. 60.）が課題として指摘された。

3. おわりに

本稿の目的は，人権尊重経営時代の日本のコーポレート・ガバナンスの課題を明らかにすることであった。なぜなら，内外の経済情勢や社会情勢の変化に伴い，企業に求められるガバナンスのあり方が変化しているからであった。方法論としては，知財敗戦・伊藤レポート以後の現代コーポレート・ガバナンスのレビューを行った。具体的には，世界経済と国際ビジネスにおける内外の経済情勢や社会情勢の変化から，知財敗戦・伊藤レポート以後の人権尊重経営時代では，企業責任と知財経営を活用したオープン・イノベーションが求められていたこ

とを確認した。

人権尊重経営時代とは、サプライチェーンでの構造的な人権構造の克服なくして、持続可能な社会は達成できないという危機感から「ビジネスと人権」における企業責任を捉える経営を実践していく時代であった。

2節では、コーポレート・ガバナンスのあり方に影響を与える内外の経済情勢や社会情勢の変化に関して、以下の事実を確認した。

1. 戦後日本企業が辿った軌跡は、戦後の特許で勝利した30年、「平成の30年間」の知財敗北で転落した30年であり、2024年現在は、日本は知財戦略で世界に負けている。
2. 我が国の会社法においては、このコーポレート・ガバナンスを向上させるため、すなわち、コンプライアンスを会社の業績及び経営の評価を向上させるため、様々な改正が行われてきた。
3. 外の経済情勢の変化は、コスト削減による「持続的低収益」構造から、中長期的な視点による資金の循環を生み出してインベストメント・チェーンの活性化の流れを形成する方向へ推進されていた。

これらを受けて、コーポレート・ガバナンスの1つのあり方としての、4. 攻めの経営としての、知財経営を活用したオープン・イノベー

ションによる資本効率性の向上の必要性を確認した。

まとめると、本稿では、内外の経済情勢や社会情勢の変化に関して、企業に求められるガバナンスのあり方（目的）として、戦後の知財敗戦を受けて構造的な持続的低成長を脱するために、日本の上場企業はインベストメント・チェーンの活性化により、攻めの経営として資本効率性の向上や新しい事業開拓を目指す戦略の必要性が生じていたことを確認した。

【注】

1) 現代奴隷制の世界推計 強制労働と強制結婚, <https://www.ilo.org/ja/media/370626/download> ここで、現代奴隷とは、意思に反して労働や結婚を強制されることを指している。

【参考文献】

経済産業省 (2014), 「持続的成長への競争力とインセンティブ～企業と投資家の望ましい関係構築～」プロジェクト (伊藤レポート) 最終報告書, 経済産業省。
菅原絵美 (2024), 「ジェニース問題を「ビジネスと人権」の視点から考える」, 『月刊ヒューマンライツ』, No. 431. 一般社団法人部落解放・人権研究所, 2024年2月10日発行。
須藤修監修, 田中和明編 (2018), 『コーポレートガバナンスにおける社外取締役 社外監査役の役割と実務』, 日本加除出版。
日本弁護士連合会国際人権問題委員会 (2022), 『ビジネスと人権』, 現代人文社。
林力一・渋谷高弘 (2024), 『経営コンサルが知らない 最強の知財経営』, 日経 BP 日本経済新聞出版。
保坂泰貴・山口敦子・栗原涼介 (2022), 「「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針 (CGS ガイドライン)」の改訂の解説」『月刊監査研究』, Vol. 48, No. 10, 2022., 一般財団法人日本内部監査協会。
星野雄滋・矢澤浩・松林和彦・三村健司 (2021), 『新版 役員1年目の教科書』, ログカ書房。